

1 川崎市立労働会館改修工事等の概要について

資料 4

(1) 工事概要

川崎市立労働会館と川崎市教育文化会館の再編整備に併せて、現在の労働会館を大規模改修し、川崎市川崎市民館・労働会館（以下「川崎市民館・労働会館」という。）を設置するものです。

(2) 着工後の経過

労働会館改修工事等については、令和6年3月に工事請負契約を締結、同年4月に工事着手しました。その後、6月に敷地内に地中埋設物が確認されたため、令和6年度内に埋設物の除却等に伴う工期延長と工事費等の増額の変更契約を締結しました。

また、昭和56年竣工時の設計図と実際の躯体が異なる部分への対応などが必要となったため、少なくとも7か月の工期延長が必要であることを令和7年6月4日の教育委員会会議で御報告したところです。

工事名称		労働会館改修工事（建築）	労働会館改修舞台照明設備工事
		労働会館改修電気設備工事	労働会館改修舞台音響設備工事
		労働会館改修空気調和設備その他工事	労働会館改修昇降機設備工事
施設概要	敷地面積	4,957.47㎡	
	建築面積	公会堂：2,802.97㎡、設備棟：353.31㎡、ゴミ置場：10.98㎡	
	延べ面積	公会堂：9,667.14㎡、設備棟：353.31㎡、ゴミ置場：10.98㎡	
	構造・規模	鉄筋コンクリート造 地下1階地上5階建て	
当初 R6.3	契約合計金額(税込)	77億4,160万2千円	
	工期	令和6年3月25日から令和7年12月22日	
地中埋設物の撤去等に伴う契約変更			
第1回 変更 R7.3	契約合計金額(税込)	84億1,982万1,300円（増額：6億7,821万9,300円）	
	完了予定	令和8年7月31日（約7か月の工期延長）	



【北側道路から見た外観】



【富士見公園から見た外観】

2 令和7年6月 報告した不具合箇所について

(1) 報告内容

〈具体的な事例〉

- ①配管貫通孔等の位置や大きさが新築時の設計図（以下「設計図」）と異なるもの
- ②既存躯体の位置や形状が設計図と異なるもの
- ③大ホールの新設床スラブに湧水が侵入したもの
- ④5階天井スラブの鉄筋のかぶり厚さが不足した部分があるもの



(2) 報告までの経過

- ① 内装や設備を解体し、既存躯体が目視可能となった時期
5階：R6.8月下旬、4階：9月下旬、3階：10月下旬、2階：9月下旬、1階：10月下旬、地下1階：R7.1月下旬
- ② 監理者・施工者による既存躯体や配管貫通孔等の状況調査を完了した時期
5階：R6.10月中旬、4階：12月上旬、3階：12月上旬、2階：12月上旬、1階：R7.1月下旬、地下1階：3月上旬
- ③ 梁の配管貫通孔の補修、既存梁の中心が異なっていることなどによる新設耐震壁の位置調整の検討を終えた時期
5階：R6.10月下旬、4階：R7.1月中旬、3階：2月上旬、2階：3月中旬、1階：5月下旬、地下1階：5月中旬
- ④ 中心位置が異なっていることへの対応として、既存梁の側面にコンクリートの増し打ちを行った後、新設耐震壁の設置工事を開始
5階の既存壁や床の配管貫通孔等の位置の検討を開始
- ⑤ 施工者から、R7.2月、5階の既存壁や床等の配管貫通孔等の決定に時間を要しており、全体工程が遅れつつあるとの報告あり
監理者・施工者とで協議・工程検討を指示 ⇒ 内装仕上げ工事などの後工程の圧縮により工期の再延長はないとの報告あり
- ⑥ 施工者から、R7.4月になっても5階の配管貫通孔等の設備配管ルートが決定しないとの報告あり
監理者・施工者に工程確認を指示 ⇒ 5月16日に少なくとも7か月の工期延長が必要との報告を受けたため、速やかに委員会へ報告

3 不具合箇所に係るその後の対応について

- (1) 事例①－２：配管貫通孔等の位置、大きさが設計図と異なるもの（※①－１は①－２と同種のため省略）
事例②－１：既存躯体の位置、形状が設計図と異なるもの（既存梁の中心が異なるもの）

ア 状況

内装や設備の解体後に、設計で見込まれた構造耐力を確認するため、配管貫通孔等と既存躯体の状況調査を進めていく過程において、配管貫通孔や既存梁で設計図と異なる事象が非常に多く発見されました。

イ 対応

構造耐力の確認とともに、梁貫通孔等の再利用可否を検討し、再利用できないものは補修を行い【写真①－２】、また、既存梁中心の異なる事象を解消し耐震補強部材の設置のため、梁側面に新たなコンクリートの増し打ちを行っております。【写真②－１】

これらの数量が多く、安全性の確認、補修方法の検討、配管ルート等の再検討に、現在も相当な時間を要している状況です。

【①－２：設計図にない配管貫通孔】



使用できない配管貫通孔は埋める

【②－１：既存梁の中心が異なる】



耐震補強部材の設置のため新たにコンクリート増打ち

【設計図と異なる配管貫通孔の数】

現時点で確認できたもの	約600か所
上記のうち設計図と異なっているもの	約450か所

※現在把握できている1階～5階まで

【設計図と異なる既存梁の数】

中心が異なっているもの	約30か所
梁に増し打ちがあるもの	約5か所
設計図にない小梁	約5か所

※現在把握できている3～5階まで

- (2) 事例②－２：既存躯体の位置、形状が設計図と異なるもの（湧水ピット形状の違い）

ア 状況

大ホール床下の湧水ピット部分を解体したところ、大ホールの床と干渉する既存躯体があり、監理者から令和6年10月に報告を受けました。【写真②－２】

イ 対応

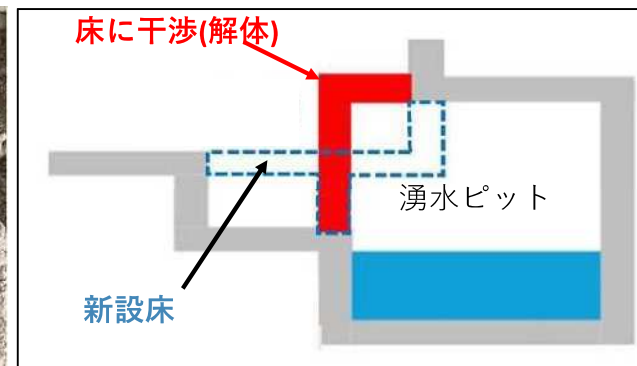
意匠や構造の納まりを確認した上で、新たに躯体を打ち直す計画です。【既存湧水ピットイメージ図】

【②－２：湧水ピット形状の違い】



図面には壁があり撤去

【既存湧水ピットイメージ図】



3 不具合箇所に係るその後の対応について

(3) 事例②－3：既存躯体の位置、形状が設計図と異なるもの（大ホール屋根の鉄骨梁の違い）

ア 状況

大ホールの天井解体後、既存の鉄骨梁に設計図にはない部材が確認されたため、撤去の可否について検討中であるとの報告を令和7年2月に監理者から受けました。【写真②－3】

イ 対応

新築時の鉄筋コンクリートの屋根を施工するための仮設材であることがわかり、新設する耐震補強部材と干渉することから撤去しました。

【写真、仮設材撤去状況】

【②－3：大ホール屋根鉄骨梁の違い】



【仮設材撤去状況】



(4) 事例②－4：既存躯体の位置、形状が設計図と異なるもの（大ホール柱の位置の違い）

ア 状況

大ホールの**既存の柱の中心**と**鉄骨梁の中心**が異なっていたことから、施工者より**柱の位置**が設計図と異なるとの報告を受けたため、令和7年6月の教育委員会会議にて、報告しましたが【写真②－4】、現地を再度計測した結果、**柱の中心**は設計図どおりで**既存鉄骨梁の中心**が設計図と異なることを確認しました。【アンカーボルト打設状況参照】

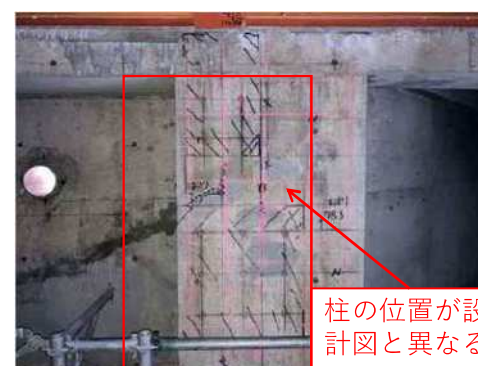
イ 対応

既存鉄骨梁の中心が異なっていることにより、既存鉄骨梁の補強部材の形状変更が生じ、構造検討に時間がかかっています。

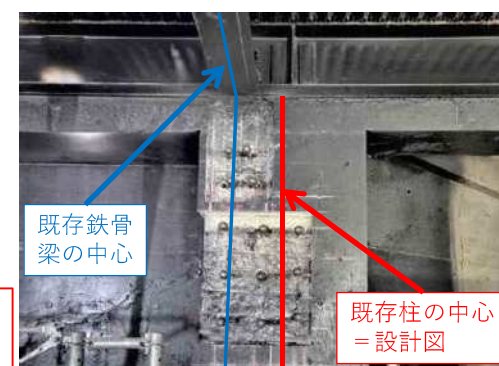
補強部材を取付けるためのアンカーボルトを打設する際、柱内部の鉄筋に干渉したため、位置を変更して打設し直すケースが生じています。

打設後の全てのアンカーボルトの位置を計測し、補強部材に孔を開けたり、位置によっては部材形状を変更するなど、変更や構造の検討に時間を要しています。

【②－4：大ホール柱の位置の違い】



【アンカーボルト打設状況】



3 不具合箇所に係るその後の対応について

(5) 事例③：大ホールの新設床スラブに湧水が浸入

ア 状況

新設床スラブについて、地下水位より高い位置に設計し、令和6年10月に施工しましたが、その後、スラブ上に湧水が確認され、令和6年11月に施工者から市に報告がありました。

【写真③】

イ 対応

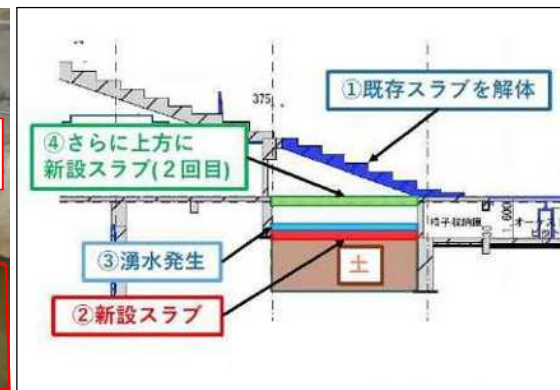
閉館後の排水ポンプの停止や屋根開口からの雨水が原因と推察されますが、屋根完成・足場解体後に湧水の水位を確認のうえ、適切な高さに追加の新設スラブを施工する予定です。

【大ホール断面イメージ図】

【③ 大ホール新設床スラブに湧水】



【大ホール断面イメージ図】



(6) 事例④：断熱材で覆われていた5階天井の鉄筋のかぶり厚さ不足

ア 状況

5階の天井に新設の補強鉄骨梁を取り付けるため、既存の断熱材を撤去後したところ、天井の鉄筋のかぶり厚さが不足している部分を確認されました。【写真④】

イ 対応

新築時の施工者と改修工事の監理者と協議し、補修方法や工事手順等を検討したうえで、新築時の施工者の費用負担により、令和7年8月から9月にかけて補修工事を実施しました。

【写真、補修完了状況】

※この補修工事は全体工期に影響はございません。

【④：5階天井スラブ下かぶり不足】



【補修完了状況】



4 その他の施工における検討や見直しに時間を要する新規事項について

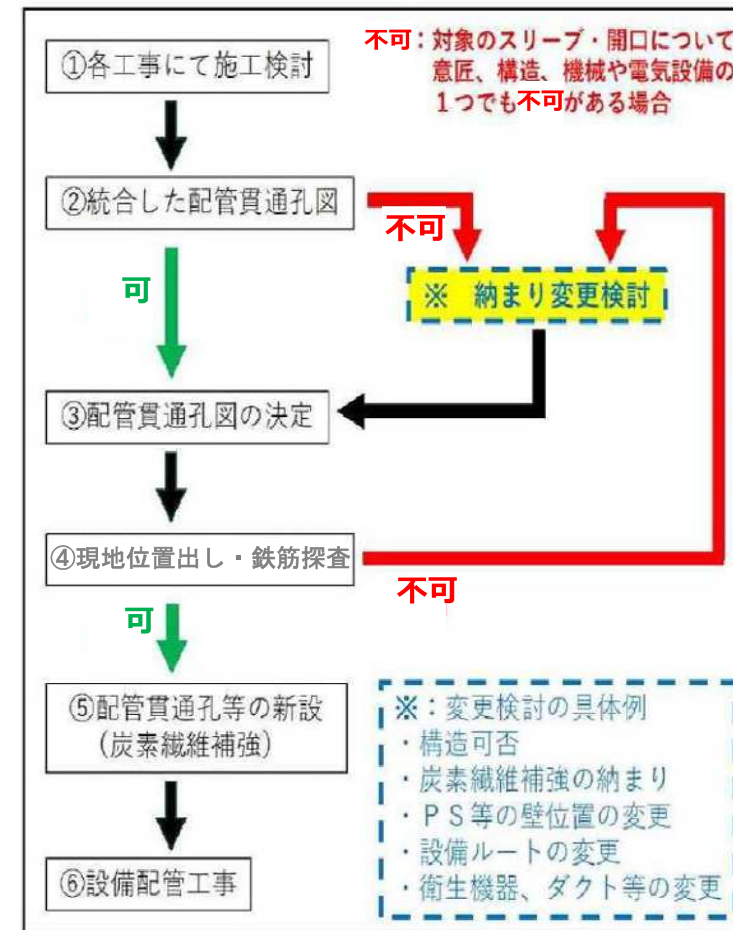
(1) 配管貫通孔図の調整から設備配管工事着手までの遅れ

ア 状況

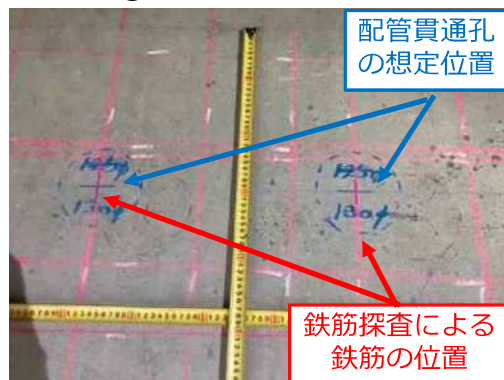
配管貫通孔図：各設備施工者の配管ルートに基づく壁・床の貫通孔位置をひとつの図面にし、統合したもの

- ① 各工事施工者が、それぞれの配管ルートを検討
- ② ①を統合し、配管貫通孔図を作成
※構造的な可否、設備機器の干渉などで、**不可** ⇒ **変更再検討**
- ③ 配管貫通孔図の決定
- ④ 現地で位置出し・躯体の鉄筋を切断しないかどうか、鉄筋を探索【写真フロー④】
※構造的な可否、炭素繊維補強や衛生機器の納まりなどで、**不可** ⇒ **変更再検討**
- ⑤ 躯体の鉄筋を切断する場合は、炭素繊維で孔の周囲を補強【写真フロー⑤】
- ⑥ 設備配管工事に着手

【配管貫通孔図の調整から設備配管工事着手までの流れ】



【フロー④現地位置出し・鉄筋探索】



【フロー⑤配管貫通孔の新設（炭素繊維補強）】



イ 対応

5階については令和7年6月、4階については令和7年8月に、配管貫通孔図を決定しましたが、位置出し・鉄筋探索の結果、変更検討が多数発生しております。6月の教育委員会会議報告時点では、5階の設備工事について、令和7年9月着手と想定していましたが、配管貫通孔の位置を確定し、設備配管工事の着手が令和8年1月からとなる見込みです。

4 その他の施工における検討や見直しに時間を要する新規事項について

(2) 既存壁の開口補強

ア 状況

既存壁の開口が設計図よりも大きいため、既存壁の構造の再検討が必要となりました。

イ 対応

開口部の周囲に、柱・梁形状のコンクリート構造の補強が追加になりました。

【写真 既存壁の開口補強】

【既存壁の開口補強】



(3) 北側道路境界部における地中障害の撤去

ア 状況

令和7年5月から新設の控え壁の杭工事を開始しましたが、6月になって、北側道路（富士見通り）境界部の杭（2か所）の削孔中、地表から約4mの深さにおいて、何らかの地中障害物により削孔ができなくなりました。

イ 対応

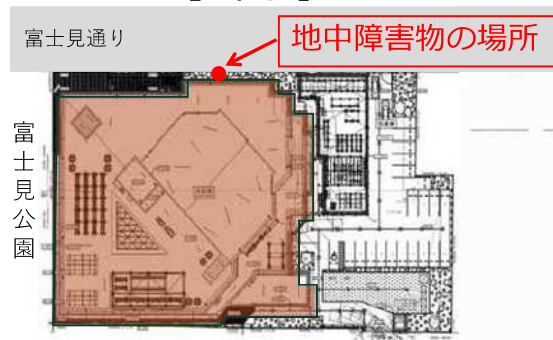
専用重機により、破碎・撤去しました。

破碎した地中障害物はコンクリート塊であったことから、既存建物の杭打設時にはみ出たコンクリートが地中で固まったものと推察されます。

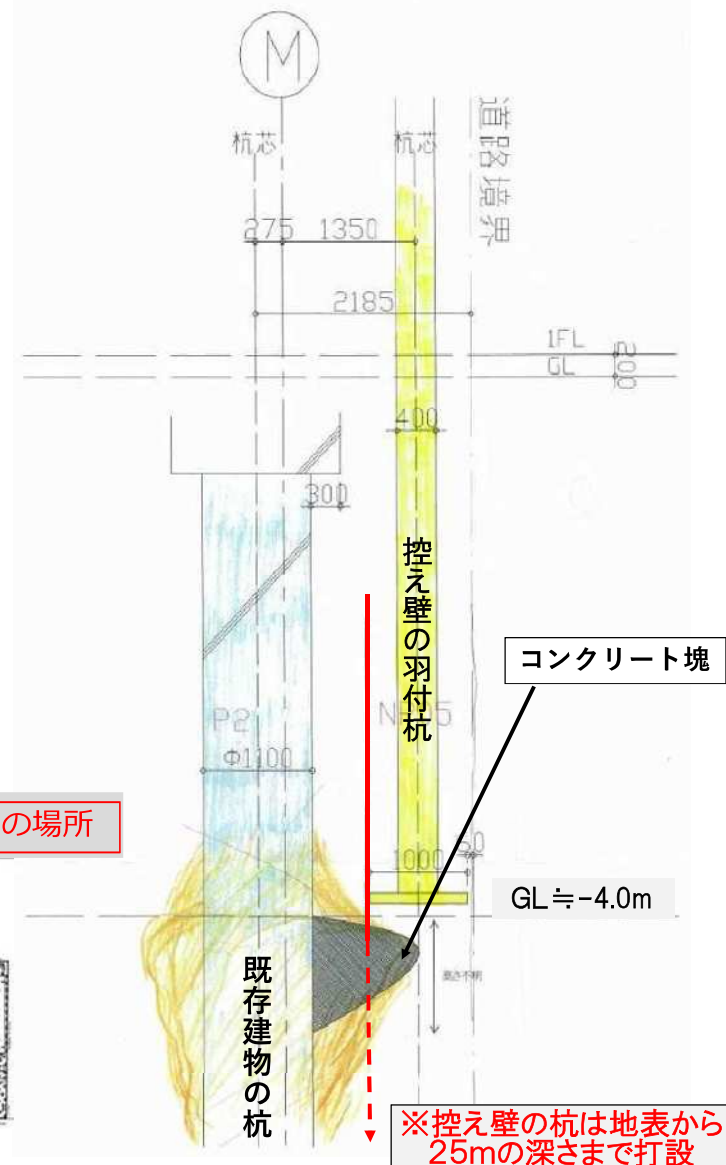
【図、地中障害物のイメージ】

※地中障害物の撤去工事は、全体工期に影響はございません。

【配置図】



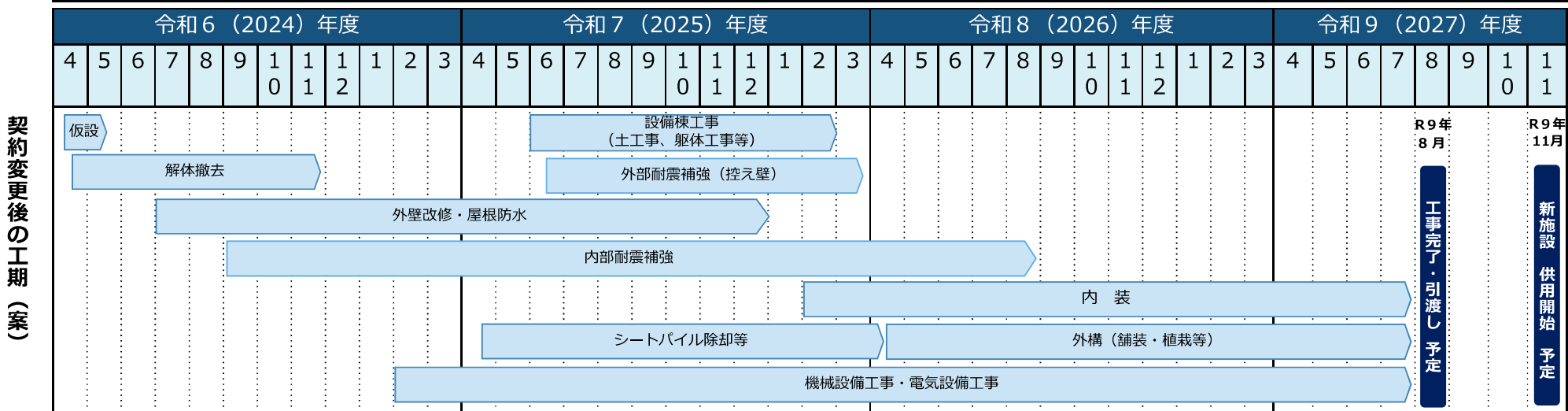
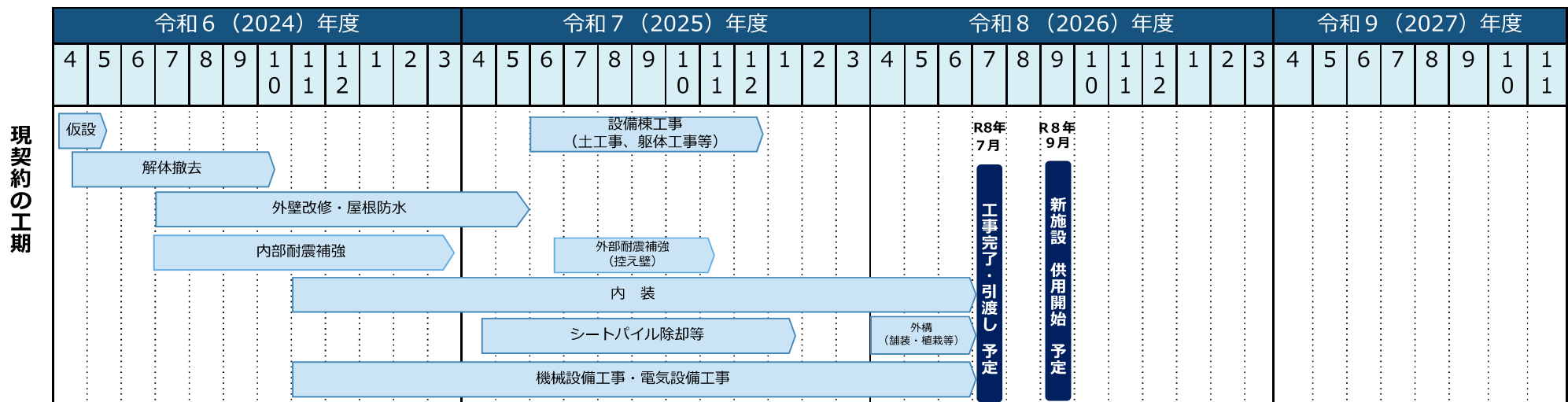
【地中障害物のイメージ】



5 工期再延長について

当該工事は、大規模な用途変更、特殊な構造であることに加え、耐震性向上と設備配管ルート確保を両立させるなど、難易度が極めて高い改修工事であるため、既存躯体に対応した構造の確認を適宜行いながら、各階の工事の進捗に合わせて配管ルートの検討を繰り返し進めていくことが必要となります。

令和7年6月に教育委員会会議で、7か月以上の工期延長が必要であることを報告したところですが、その後の監理者、施工者との協議の結果、**約13か月の工期延長**が必要となります。



6 改修工事費等について

(1) 設計変更等による工事費の増額

①不具合箇所への対応などに伴う設計変更による約6.7億円の工事費の増額

②工期延長による約17.6億円の共通費等や工事監理費の増額

⇒ 合計約24.3億円増額の見込み

増加額	内 訳		
	設計変更	共通費等 (工期延長)	工事監理費
約24.3億円	約6.7億円	約17.0億円	約0.6億円

(2) インフレスライドによる改修工事費等の増額

本工事は、川崎市工事請負契約約款第26条第6項に定めるインフレスライドの対象となっています。

⇒ 受注者との協議確定、改修工事費等で、合計約3.3億円増額

名称	増加額
労働会館改修工事（建築）	約0.7億円
労働会館改修電気設備工事	約1.0億円
労働会館改修空気調和設備その他工事	約1.2億円
その他の工事（舞台照明設備工事等）	約0.3億円
労働会館改修工事監理業務委託	—
合計（端数処理あり）	約3.3億円

上記、(1) (2) の合計で約27.6億円の工事費等の増額が見込まれる。

(工事費：約27.0億円、工事監理費 約0.6億円)

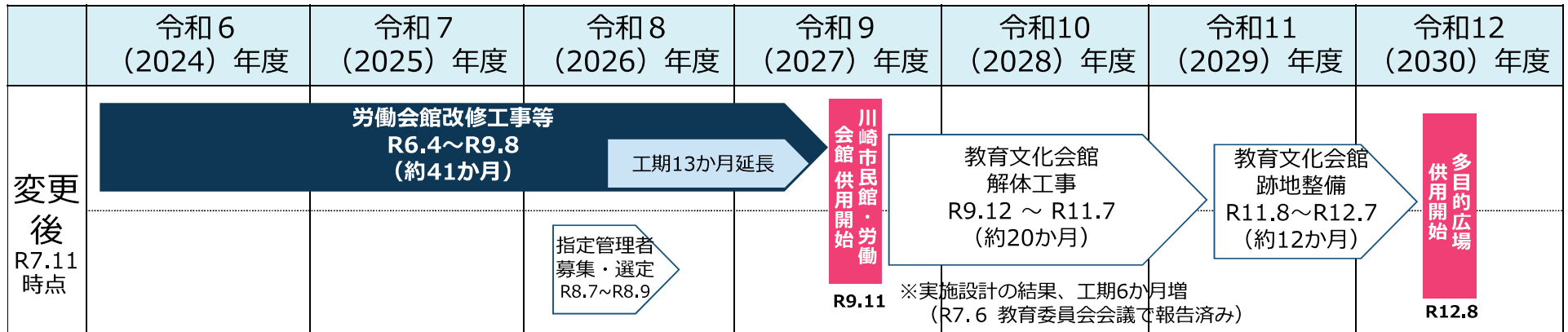
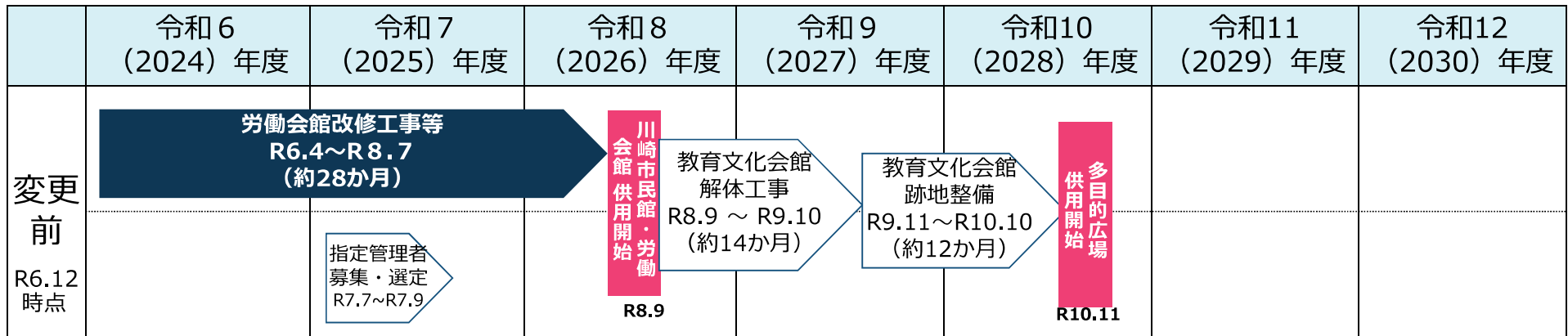
7 関連事業への影響について

労働会館の改修工事等の工期が延長されることによる関係事業への影響は次のとおりです。

①教育文化会館の解体工事着手延期

②教育文化会館跡地整備着手延期（多目的広場供用開始：令和12年8月見込み）

※教育文化会館の運営に係る予算措置などの影響につきましては、関係局区と連携して対応します。



8 予算措置や市民説明等の今後の対応について

(1) 予算措置等

令和7年12月市議会定例会に、不具合箇所などへの対応に関する設計変更や工期延長などへの対応に係る工事費等の補正予算議案（令和7年度予算の変更及び債務負担行為の設定等）を提出する予定です。また、補正予算の議決後に工事費の増額及び工期延長の変更契約の締結手続きを進める予定です。

なお、工事費は、現在の約84.2億円から約111.2億円（約27.0億円増）となり、工事監理委託料を含めた総額は約113.1億円となる見込みです。

項目	現在の工事費等 (総額)	増加額				変更後の工事費 等（総額）
		設計変更	工期延長に伴う 共通費	インフレスライド	計	
工事費	約84.2億円	約6.7億円	約17.0億円	約3.3億円	約27.0億円	約111.2億円
工事監理 委託料	約1.3億円	—	約0.6億円	—	約0.6億円	約1.9億円
合計	約85.5億円	約6.7億円	約17.6億円	約3.3億円	約27.6億円	約113.1億円

※「労働会館改修工事」「労働会館改修電気設備工事」「労働会館改修空気調和設備その他工事」は、変更後の金額が議案審査時の契約金額から10%を超えるため、変更契約議案を令和8年3月市議会定例会に提出予定です。

(2) 市民説明

市民の皆様には、川崎市民館・労働会館の供用開始が更に延期となり、御不便をおかけする期間が長くなることから、今後、利用団体、町内会等に対して、今後の対応やスケジュール等を説明してまいります。

9 改修工事と改築工事との比較について

(1) 前提条件

- ・令和5年8月の教育委員会会議で報告した「（仮称）川崎市民館・労働会館の再編整備について」における「改修と改築の比較検討」をベースとして、改修工事と改築工事における工事費と供用開始時期を比較しました。
- ・改修工事は、令和6年3月の契約後に行った設計変更や工期延長を踏まえた現工事の実績とし、改築工事は、令和5年8月時点で試算した工事費・工期に基づき、地中埋設物の撤去など現改修工事における変更等を加味して算出しました。
- ・各不具合事項の一つ一つに対して、構造の安全性の確認を行い、必要に応じて補修等を行いながら工事を継続しており、改修工事による建築物の構造の安全性に問題はありません。

(2) 工事費の比較

・令和5年8月時点の比較では、改築は、構造躯体の新設に加えて、既存構造躯体の解体・撤去が必要となることから、改修に比べて約24.6億円高くなる試算です。

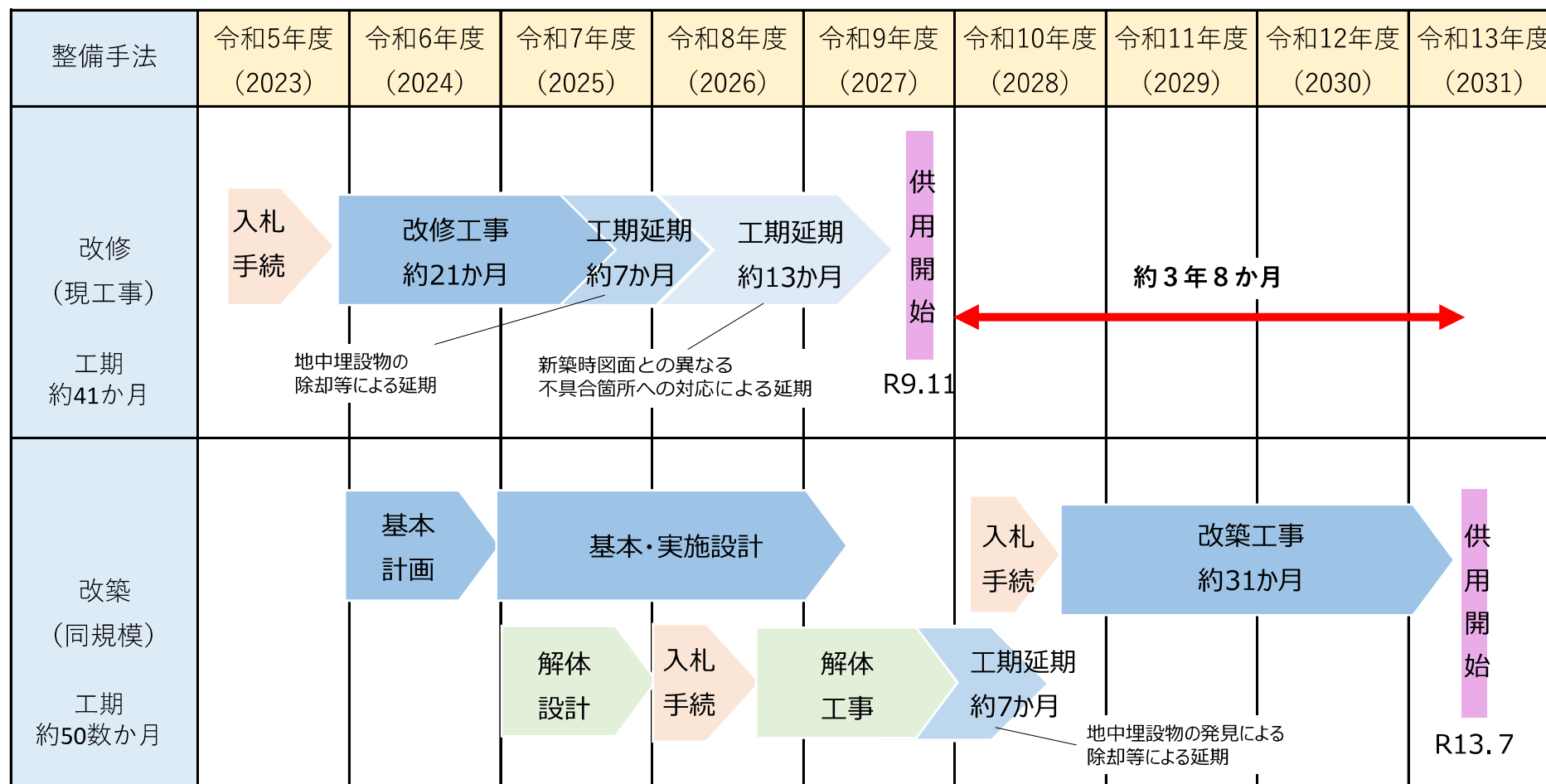
・現時点の比較では、改築工事費は約116.5億円となる見込みで、改築は改修に比べて約5.3億円高くなる試算です。

			改修（現工事）	改築（同規模）	差
令和5年8月 教育委員会会議で報告			約79.1億円	約103.7億円	▲24.6億円
令和6年3月 契約締結			約77.4億円 （入札差 約1.7 億円）	—	
工事 内容 の 変 更 等	R6 契約 変更	シートパイルの撤去等	+ 約2.9億円	+ 約12.8億円 地中埋設物への対応等	
		特例措置（労務単価等の上昇に対応）	+ 約3.9億円		
	R7 変更 見込	竣工時図面と異なる不 具合箇所等への対応	+ 約23.7億円		
		インフレスライド（労務単 価等の上昇に対応）	+ 約3.3 億円		
令和7年11月時点 試算			約111.2億円	約116.5億円	▲ 5.3 億円

9 改修工事と改築工事との比較について

(3) 供用開始時期の比較

・現改修工事では、地中埋設物の除却や新築時図面と異なる不具合箇所への対応等による2度の工期延長が20か月となることから、工期は約41か月となり、供用開始は令和9年11月になる予定です。実際に改修と改築の比較を行った**令和5年度の時点で改築工事を選択していた場合**、基本計画や基本・実施設計の作成、労働会館の解体設計・解体工事が必要となることなどから、**改修より約3年8か月遅い、令和13年7月頃の供用開始となる見込み**です。



10 川崎市民館・労働会館の運営に関する検討状況について

(1) 管理運営について

ア 指定期間

令和9年11月から令和15年3月末まで（5年5か月）とする予定です。

それに伴い、令和8年7月頃に指定管理者の募集を行う予定です。

イ 指定管理業務

指定管理者が管理する範囲は、「川崎市民館・労働会館」、「川崎市民館・労働会館大師分館及び田島分館（以下「市民館・労働会館分館」という。）」、「川崎図書館大師分館及び田島分館（以下「図書館分館」という。）」とします。

指定管理者の主な業務		対象施設
社会教育振興事業	・識字学習活動、高齢者セミナー、平和・人権・男女平等推進学習等の事業を実施	川崎市民館・労働会館 市民館・労働会館分館
勤労者福祉事業	・労働学校、勤労者福祉セミナー、勤労者資格取得講座等の事業を実施	川崎市民館・労働会館
図書館事業	・図書館資料管理、読書普及等を実施	図書館分館
館の運営に関する業務	・施設・設備の利用提供、利用予約業務	川崎市民館・労働会館 市民館・労働会館分館
	・飲食・物販事業 ・図書コーナーの管理運営 労働資料等を収集管理、「労働資料デジタルアーカイブ」を活用した情報発信	川崎市民館・労働会館

10 川崎市民館・労働会館の運営に関する検討状況について

ウ 施設予約の方法

ルーム、教養室等の主な諸室については川崎市公共施設利用予約システム（ふれあいネット）での予約とします。

ホールやミニホール、ギャラリーについては直接来館による申請とします。

主な施設		予約方法
ルーム、教養室、オンラインルーム		・ふれあいネットで利用申請を行います。
ふれあいネット対象外施設		・直接来館による申請とし、同一日に複数の利用希望者がいる場合は抽選とします。 (指定管理者から別途システム利用の提案があった場合は直接来館以外の申請を可能とします。)
	ホール	・1年前の月の1日に来館し、利用申請を行います。
	ミニホール	・6か月前の月の1日に来館し、利用申請を行います。
	ギャラリー	・3か月に1回（1・4・7・10月）の受付開始日に来館し、利用申請を行います。

事前申請（利用申込期間よりも前の利用申請）の対象や要件については、これまでの教育文化会館及び労働会館の取扱いを基本とします。

エ 利用料金の支払方法及び減免措置

利用料金の支払方法は原則として窓口で現金又はキャッシュレス決済での事前払いになります。

利用料金については、減免（減額又は免除）することができるものとし、その対象や要件については、これまでの教育文化会館及び労働会館の取扱いを基本とします。

なお、新たに有料とした駐車場については、施設利用者については原則として1時間を無料、障害のある方等は所要時間を無料とします。

オ 飲食に関する利用ルール

原則として、懇親会など飲食を伴う利用を可能とします。また、一部のルーム等においてはケータリングやアルコールを含む飲食も可能とします。ただし、ケータリングやアルコールを伴う飲食は、事前の申請を必要とします。

10 川崎市民館・労働会館の運営に関する検討状況について

(2) 労働資料について

ア 労働資料室の概要

労働資料室については、労使に関する各種資料を収集・整備し、情報提供や分析を行うことで、勤労者の地位向上を図ることを目的として、昭和51年10月、労働会館内に設置されました。

現在は、川崎市民館・労働会館の再編整備に伴い、令和5年8月から教育文化会館内に仮移転しており、川崎市民館・労働会館の供用開始後は、労働資料に加え、新たに一般図書や児童書などを配架し、図書コーナーとして移転する予定です。



【図書コーナー】

イ 今後の方向性

現在の労働資料室では、労働組合、社会科学、行政関係など約41,000点（冊）の資料を収蔵していますが、川崎市民館・労働会館への移転後は、施設の複合化に伴い書庫のスペースが減少することから、資料の整理が必要となります。

そのため、外部有識者で構成される「川崎市労働資料等に関する懇談会」の意見を踏まえて設定した、労働資料室のコンセプト「産業都市川崎の礎にふれて、『未来の働く』を考える拠点」に基づき、令和7年12月頃に「（仮称）川崎市労働資料室 労働資料等収集要綱」を策定し、労働資料等の収集・廃棄等を行っていく予定です。

ウ 「（仮称）川崎市労働資料室 労働資料等収集要綱」の考え方

（ア） 基本方針

労働関係の資料を専門的に取り扱う専門図書館として、労働資料室のコンセプトに合致する労働分野及びそれに関連する分野の資料を収集します。

10 川崎市民館・労働会館の運営に関する検討状況について

(イ) 収集資料

次のいずれかに該当する労働資料等を購入、受贈、交換、複製、制作の方法により収集します。

川崎市の労働史、産業史に関する資料	「未来の働く」を考えるために必要な資料	
川崎市の労働運動の歴史に関するもの	労働法制、労働事情、雇用、労働問題に関するもの	労使関係、労働組合、労働運動、労働環境に関するもの
川崎市の産業や市内企業の歴史に関するもの	労働者の新しい働き方に関するもの	労働者の能力開発に関するもの
川崎市の産業史、労働史を理解する上で、必要なもの	労働者福祉に関するもの	その他、労働分野の情報を理解する上で必要なもの

(ウ) 除籍

質の高い資料構成を維持し、適切に市民の利用に供するため、資料構成、利用者の需要、資料の保存価値及び収蔵能力等を総合的に勘案し、労働資料室のコンセプトに合致しない労働資料等を除籍します。

(エ) 廃棄

除籍資料は原則として、廃棄するものとします。ただし、再利用が可能なものは、他施設への移設若しくは団体又は個人への譲渡を検討した上で、廃棄します。

除籍資料	収集要綱策定後に収集した資料	収集要綱策定前に収集した資料
不用資料	汚損や破損等により、利用に耐えられない資料	
	コンセプトに合致しなくなった資料	コンセプトに合致しない資料
	極端に利用の減少した資料	—
	保存年限を経過した資料	—
亡失資料	所在が不明の資料	
	利用者から返却されない資料	
	利用者が汚損、破損又は紛失した資料	

(オ) 収集資料等の決定

収集資料及び除籍資料については、原則として、策定した要綱に基づき判断することになりますが、予算には限りがあることや、要綱に該当するかの判断が難しいケースが想定されることから、懇談会での意見を踏まえ、庁内検討会議で決定します。なお、川崎市民館・労働会館の供用開始後は、新たに設置予定の川崎市を中心とした「（仮称）川崎市民館・労働会館図書コーナーにおける労働資料等選定委員会」において、収集資料等を決定します。

これまでの労働会館及び教育文化会館の再編整備にかかる経過について

参考資料

	事項	供用開始 (予定) 時期	工事費	供用開始時期の延期、 工事費増額の要因
平成30 (2018) 年 3 月	川崎区における 市民館機能のあり方	平成34 (2022) 年度	—	—
平成31 (2019) 年 3 月	再編整備に 関する基本構想	平成34 (2022) 年度	—	—
令和 3 (2021) 年 1 月	再編整備 基本計画	令和 6 (2024) 年度	約48.0億円	●特定天井、耐震対策（約 2 年） ※ホール天井改修、耐震補強工事 等
令和 4 (2022) 年 8 月	管理運営計画	令和 6 (2024) 年度	約49.6億円	●労務費の増額（約1.6億円）
令和 5 (2023) 年 2 月	実施設計 (常任委員会報告)	令和7 (2025) 年1月	約69.1億円	●物価高騰による増額（約 8 億円） ●詳細設計による増額（約12億円）
令和 5 (2023) 年8月	入札不調 (常任委員会報告)	令和 8 (2026) 年2月	約79.1億円	●再発注に向けた取組、再入札等（約10か月） ●工事期間の変更（約 3 か月） ●物価高騰及び工期変更による共通費の増額（約10億円）
令和 6 (2024) 年3月	工事請負契約締結	令和 8 (2026) 年2月	約77.4億円 (契約額)	—
令和6 (2024) 年10月	シートパイルの除却等、 特例措置 (常任委員会報告)	令和8 (2026) 年9月	約84.2億円	●シートパイルの除却等（約 7 か月） ●シートパイル除却等による増額（約2.9億円） ●特例措置による増額（約3.9億円）
令和 7 (2025) 年 5 月	竣工時図面との異なる 不具合箇所の確認 (常任委員会報告)	令和 9 (2027) 年 5 月以降	—	●工期延長（少なくとも 7 か月）
令和7 (2025) 年11月	竣工時図面との異なる 不具合箇所への対応 等 (常任委員会報告)	令和 9 (2027) 年11月	約111.2億円	●工期延長（少なくとも 7 か月）→（約13か月） ●不具合箇所への対応等による増額（約23.7億円） ●インフレスライドによる増額（約3.3 億円）

川崎市民館・労働会館のフロア構成等について

参考資料

1 フロア構成

川崎市民館・労働会館		
所在地	川崎区富士見2丁目5番2号	
開設年月	令和8（2026）年9月	
規模	地上5階地下1階	
建築面積	3,167.26㎡	
延床面積	10,031.43㎡	
施設内容	5階	ルーム（2）、実習室（2）、交流室、オープンスペース
	4階	ミニホール、楽屋、ルーム（3）、オンラインルーム（7）、料理室、オープンスペース
	3階	リハーサル室、ルーム（3）、スタジオ、和室（2）、児童室、オープンスペース
	2階	ホール客席、楽屋（2）、ルーム（2）、図書コーナー、市民活動コーナー、事務室、ロッカースペース、オープンスペース
	1階	ホール、楽屋（3）、ルーム、音楽室、市民ギャラリー、売店・飲食スペース、ロッカースペース、オープンスペース
	地下1階	体育室（2）、スタジオ（3）、更衣室、オープンスペース

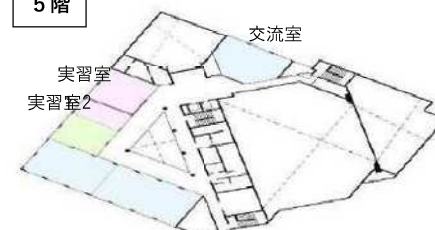
※（ ）は部屋数を示す。

ホールエリア
多目的に利用できる部屋
運動・音楽・料理・工作ができる部屋
オープンスペース

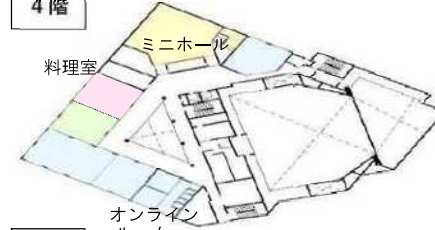
地下1階



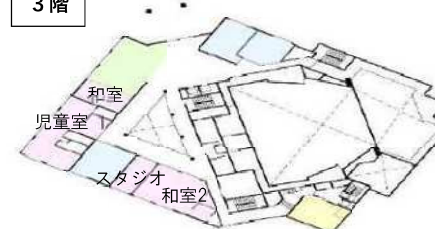
5階



4階



3階



2階



1階



2 主な施設

ホール

定員672人のホール、定員150人のミニホールの2つを配置します。ホールは1階部分全体を平土間として利用できるほか、楽屋やリハーサル室を設けます。ミニホールはミニホール全体を平土間として利用できるほか、楽屋を設けます。



ホール（定員672人）



ミニホール（定員150人）

多目的室

ルームは、会議や研修のほか、軽運動や工作等の様々な用途で利用できます。
交流室は、会議や懇談会等での利用ができます。



ルーム



交流室

※画像はイメージのため、
備品等変更になる場合があります。

教養室

●体育室

卓球やダンス等の軽運動等で利用できます。
設置されている運動器具や壁面の鏡を利用した活動ができます。



●スタジオ

楽器・音楽器材、壁面の鏡等を設けてあり、音楽活動や軽運動等で利用できます。時間単位の貸出しを行います。



●音楽室

楽器の演奏や合唱等の音楽活動等で利用できます。



●和室

炉や水屋等を設けた畳敷きの空間として、日本文化の学びや交流等の活動に利用できます。



●料理室

調理台や調理器具等を利用して料理をすることができます。



●実習室

作業台や流し台等を設けてあり、工作や絵画、洋裁等の創作活動に利用できます。



※画像はイメージのため、備品等変更になる場合があります。

その他施設

●図書コーナー

約1万2千冊の図書等を配架するとともに、閲覧席を設置します。図書等は、現在の労働資料室の書籍に加え、新たに一般書や児童書等を配架し、貸出しも行います。



●市民活動コーナー

川崎区の市民活動コーナーです。市民活動団体が打合せやグループワーク等に利用できるよう運営します。



●市民ギャラリー

可動展示壁やスポットライト等を備えた市民の作品展示の場です。



●売店・飲食スペース

食品や飲料等の販売を行う売店・飲食スペースを設置します。



●オンラインルーム

少人数の打合せスペースや個人ブースにより、オンライン会議の場等に利用できます。時間単位の貸出しを行います。



多文化共生社会の実現に向けて ～市民館等での取組～

川崎市教育委員会事務局生涯学習推進課



はじめに ～川崎市ってどんな「まち」？～

● **人口**：1,545,604 人

→ 21 大都市中で 7 位

● **面積**：144.35km²

→ 21 大都市※中 21 位

● **人口密度**は 21 大都市中 3 位

(東京都区部、大阪市に次ぐ)

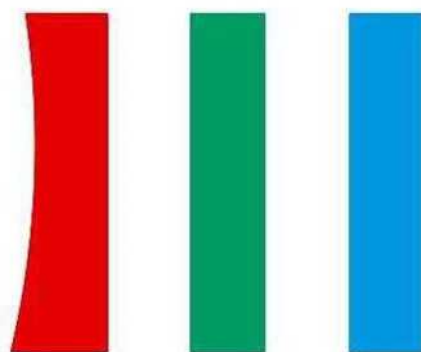
※ 21 大都市

政令指定都市 (20 市) + 東京都区部



はじめに ～川崎市ってどんな「まち」？～

～ブランドメッセージ～



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

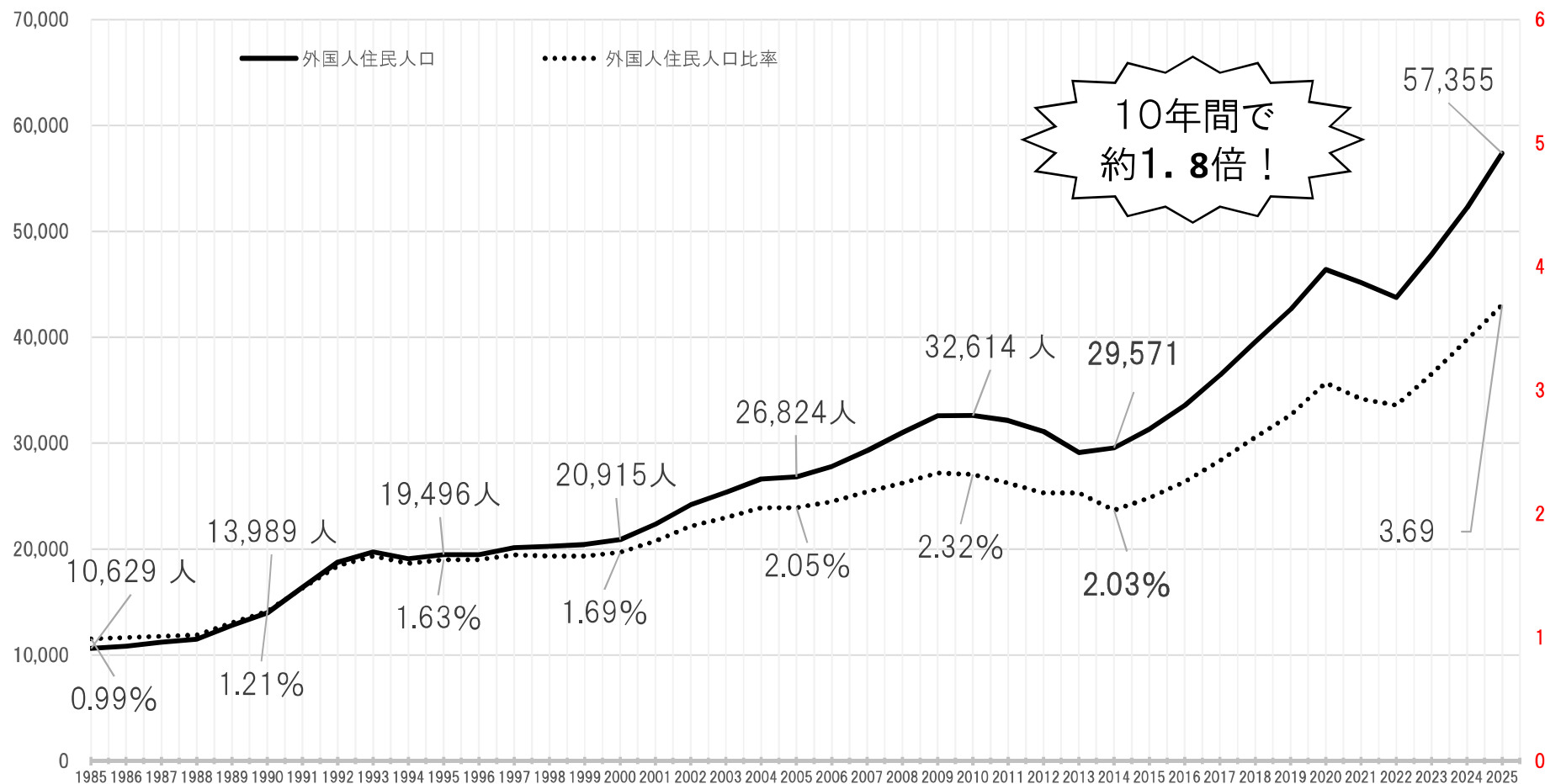
川崎市は令和6（2024）年7月1日に市制100周年を迎えました。

さらにその先の未来に向けて、平成28(2016)年7月にブランドメッセージを策定。

外国人数・比率、主な国籍、主な在留資格

外国人数・比率

※2020から2025年の5年間で23.5%増加



外国人数・比率、主な国籍、主な在留資格

主な国籍

No.	川崎市			No.			
	国籍・地域	人口 (人)	割合 (%)				
1	中国	17,223	31.87	11	ブラジル	876	1.62
2	韓国	7,243	13.40	12	タイ	768	1.42
3	ベトナム	6,332	11.72	13	スリランカ	509	0.94
4	フィリピン	5,485	10.15	14	バングラデシュ	506	0.94
5	ネパール	2,729	5.05	15	ペルー	506	0.94
6	インド	1,623	3.00	16	英国	405	0.75
7	インドネシア	1,501	2.78	17	朝鮮	400	0.74
8	米国	1,416	2.62	18	モンゴル	351	0.65
9	台湾	1,349	2.50	19	フランス	332	0.61
10	ミャンマー	1,078	2.00	20	マレーシア	328	0.61

※2024（令和6）年8月現在

川崎市の社会教育委員会

川崎市社会教育委員会

学識者、学校長、社会教育関係団体委員、
家庭教育関係団体委員、公募市民の20名で構成

7区の市民館専門部会

図書館専門部会

青少年教育施設専門部会

有馬・野川生涯学習支援施設専門部会

青少年科学館専門部会

日本民家園専門部会

川崎市の社会教育委員会議

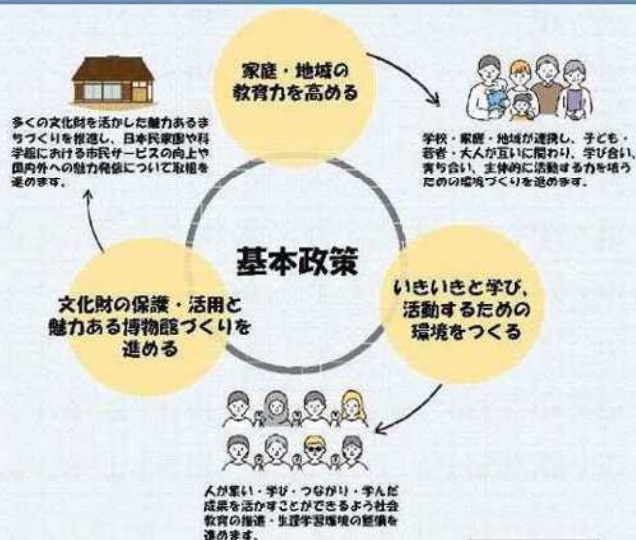
川崎市がめざす生涯学び続ける社会！

めざす社会像

民主主義の精神にのっとり、平和と基本的人権を尊重し、市民が自ら考え、学びを創造するとともに、多様性を認め合い、互いにつながり合い、共に高め合いながらその成果を地域に還元することのできる、持続可能な社会の実現をめざします。

基本方針

超高齢社会の到来を見据え、市民の暮らしの向上と地域社会の持続的発展のための学びを推進するため、10年後の未来に向けて「人生100年時代の生涯学習社会の実現～生涯を通じた学びと成長～」という理念を掲げ、総合的に施策を展開し、「人づくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」の推進を図りながら、持続可能な地域づくりと安心して暮らし続けるしくみづくりを進めます。



川崎市の取組をもっと知りたい方へ

川崎市では、生涯学習推進活動方針を定め、「めざす社会像」の実現に向けて取組を進めています。ホームページからご覧いただくことが可能です。ぜひご覧ください。



【編集・企画】 令和4年度川崎市社会教育委員会議
【発行】 令和5年4月発行
【問い合わせ】 川崎市社会教育委員会事務局生涯学習課課長
 電話 044-200-3304

学び続けることで、未来を切り拓こう



市民のみなさまへ

今の社会は、急速な技術革新や気候変動、国際情勢の変動など、変化が激しく複雑さを増しており、将来の予測が困難な時代です。だからこそ、多様な人と交流し、子どもから大人まで世代を問わず学び、自分の頭で考え、行動することが必要であると私たちは考えています。

川崎市では、生涯学び続けられる社会を推進しているところですが、「生涯学習」や「社会教育」と言った言葉になじみのない方も多く、自分事としてとらえにくいのも事実です。

そこで、「学び」をより身近に感じていただきたいという思いから、川崎市社会教育委員20人がパンフレットを作成しました。

このパンフレットの中に記載されているメッセージ等は、社会教育委員一人ひとりの「市民の学びを支えていきたい」という思いを込めております。

令和4年度川崎市社会教育委員会議

川崎市の社会教育委員会議



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

生涯学習社会を实らせよう ～社会教育委員からのメッセージ～

「生涯を通じた学びの大切さ」

「人生100年時代」と言われる現在、子どもから大人まで、誰もが豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたり自由に、主体的に学ぶことが大切です。このように一生を通して学ぶことを「生涯学習」と呼びます。生涯学習は学校教育の延長ではなく、その内容、方法、目的は十人十色。まずは、身の回りの気付きを向けてみましょう。人生で培った価値観や知識を振り返ってみることも生涯学習です。

「身の回りにあふれる 学びの芽を探そう」

道端で見つけた花の名前を新しく知ったり、映画を見て新しい発見をしたり、私たちの周りを見渡すと、いろいろなところに気づきや学びがあります。最近どんなことに気づき、学びましたか？学びの芽はいたるところにあり、すでに皆さんの生涯学習活動は始まっているかもしれません。「私」の気づきや学びは「私たち」の課題や学びにつながるかもしれません。

「学びの芽を見つけたら、共に育てよう」

普段の気づきや学びを深めるために、図書館で調べたり、市民館で行われる講座を受講すると、いろいろな人とのつながりを持つことができ、新たな気づきや学び合いにつながるかもしれません。社会には様々な学びの環境があり、多くの人が学んでいます。身の回りにあふれる学びを、多様な人々とつながり合い、学び合い、さらに深めてみませんか。

「学びの花を咲かせ、学びの種をまこう」

あなたが学んだことは、他の人や地域にとって、とても価値があるものかもしれません。学んだことを日々の生活の中で活かし、地域のために役立てることができないか考えてみましょう。

市民館はそんなあなたの学びを第一線で支えます。学んだことを活かし、学びの種をまき、新たな学びの花を咲かせ、川崎らしい持続可能な社会の実現を目指しませんか。

「社会のなかで行われる学びの場」

川崎市では、市民館や図書館、青少年科学館や日本民家園など、日々の気づきや学びをさらに深めるための環境をつくり、いろいろな方と集い、つながることができます。これら社会の中で行われる教育活動を「社会教育」と呼びます。

地域の中での学びの場を広げていくためにも、社会教育は行政だけでなく、地域の様々な団体と一緒に取り組んでいくことが大切であると私たちは考えています。

社会教育委員ってなに??

川崎市では、学校関係者や社会教育関係団体、家庭教育関係者、学識などから社会教育に関わりのある方を社会教育委員として、教育委員会が委嘱しています。

平成28・29年度 研究報告書

「市民が行きやすい社会を創るために」 ー多文化共生と子どもの人権ー

<社会教育への期待>

「市民一人ひとりのなかには、実は日常的な、潜在的な差別意識というものがある、指摘をされるまではそれに気づかなかったということも場合によってはある。」



「気づかなかったことが取り返しのつかない悪だという結論にはならない。」



「人権が守られ差別のない地域社会づくりのためには、知らなかったことに気づき、次の行動のための学習の機会をハード面ソフト面双方で支える社会教育事業が不可欠」



「ヘイトスピーチを解消するには、これまでの学習活動の蓄積とその継承という、法的な規制の先にある人々の精神レベルにおける差別のない社会づくりが望まれるところであり、それを担うことができるのが社会教育である。」

< 課題と提言 >

- ・ 人権啓発の講演、冊子の発行、広報、マスコミへの働きかけなどを通じて市民に呼びかけを行う。
- ・ 教育機関を通しての人権教育の実施および、外国人との共生についての理解を深めるべく学習内容や方法を多くの市民が参画して練りあげていく。
- ・ 市民館等での人権、共生の学習を今後も進める。
- ・ 人権教育、外国人との共生についての市職員の認識のレベルアップを図る。特に、このようなテーマでは差支えがあるのではないかといった判断により、結果的に学習の機会が奪われてしまったという社会的な不利益が生じないような環境づくりが求められる。

取組の具体的な内容

外国人施策の経緯

本市では、1970年代から外国籍の住民が国籍や文化、言語の違いなどによって社会的な不利益を受けないよう、諸制度の改善を図るとともに、併せて教育・啓発等の取組を進めてきた。

外国人市民への日本語教育に関しては、1980年代以来、市民ボランティアの参画を得ながら、教育文化会館・市民館等において識字・日本語学級を開設・運営してきたほか、川崎市国際交流協会の日本語講座や自主グループによる活動など多様な主体による取組が行われている。

人権学習の取組

各区にある市民館等において、平和・人権学習は日本国憲法、教育基本法の理念に基づき、世界の平和及び人権の尊重に関する学習機会を提供し、共に生きる地域社会の創造をめざすことを目的として、昭和60（1985）年度から開始している。令和3（2021）年度からは、多様化する課題についての学習機会を提供していくために、「平和・人権学習」と「男女平等推進学習」を統合し、織り交ざり多様化する課題等を横断的に学べるように整備した。

取組の具体的な内容

川崎市の日本語学習の取組

●昭和57（1982）年

中原市民館を会場に「社会人学級」開設

●昭和60（1985）年

社会人学級に「国語Ⅱ科」として教室を設ける
日本語学習を試行的に実施

●昭和61（1986）年

「日本語科」として独立⇒以降、外国人市民が増加

●平成2（1990）年／国際識字年

社会人学級「日本語科」が「識字学級」として独立

取組の具体的な内容

識字学習活動

■実施場所

教育文化会館ほか 6 市民館

■実施回数

約 4 5 5 回 (3 5 回 × 1 3 学級、1 回 2 時間)

■ボランティア

約 1 9 0 人

■ボランティア募集

各実施館でボランティア研修 (入門) を開催



取組の具体的な内容

地域日本語教育人材に対する研修

■名称

識字ボランティア研修（ブラッシュアップ）

■実施場所

各市民館

■内容

現状や課題に応じた研修となるよう「支援者（ボランティア）」の育成を行う。
（研修内容例）

- ・ 識字学習ボランティアのスキルアップ
- ・ 生活Can doの活用方法を学ぶ
- ・ 識字の指針や最近の教材を知る など

取組の具体的な内容

地域日本語ネットワークのつどい

ボランティアや職員等、関係者が情報交換・交流を行う「地域日本語ネットワークのつどい」を年に1回開催



取組の具体的な内容

識字・日本語学習の実態把握や分析

識字・日本語学習の実態把握及び分析、情報交換と連携協力の促進などについて協議を行う「川崎市地域日本語教育推進連絡調整会議」を開催

<メンバー>

- (1) 日本語教育学識経験者
- (2) 日本語教育活動関係者
- (3) 市民文化局多文化共生推進課
- (4) 公益財団法人川崎市国際交流協会日本語講座担当
- (5) 教育委員会事務局教育政策室（人権・多文化共生教育担当）
- (6) 教育委員会事務局教育文化会館・市民館
- (7) 区役所まちづくり推進部（生涯学習支援担当）
- (8) 川崎市ふれあい館
- (9) 地域日本語教育総括コーディネーター

取組の具体的な内容

川崎市識字・日本語学習活動の指針

策定の経緯

平成15（2003）年、それぞれの識字・日本語学習活動が、さまざまな仕方で発足し、今日まで異なる進み方をしてきていること、そして、この活動が何をめざし、何を大切にやる場なのか、あいまいになってきたこともあり、全体的に拡散した状態が広がってきた。また、それにつれて課題も増えてきた。
このようなことから、活動の指針が必要とされるに至り策定。

指針の概要

川崎市教育委員会として実施している識字・日本語学習活動について、基本的な理念やあり方を明らかにし、それにもとづいた活動の質的な向上、運営の工夫、システムの充実や「専門家」の形成などについて要点を示し、活動の課題の解決と充実に資するためのもの。

取組の具体的な内容

川崎市識字・日本語学習活動の指針

< 基本理念 >

- 1 識字・日本語学習は、基本的人権です。
- 2 識字・日本語学習に対する支援は、市及び市民の活動として行われます。
- 3 識字・日本語学習の活動は多文化共生社会の実現をめざします。
- 4 識字・日本語学習の活動を実りあるものにするためには、活動にかかわるすべての人々による共同の学習が重要になります。
- 5 識字・日本語学習の活動は、地域で生活する上で必要な学習要求や学習条件に対応することをめざします。

◆社会教育委員

それぞれの委員の活動で得た知見に基づき、社会教育が「多文化共生社会」の実現にあたり果たす役割や取組について、絶えず意見具申を行う。

◆市民・ボランティア

「教える」ということよりも、コミュニケーションを通じて、地域の中で市民同士のつながりをつくることを期待

◆教育委員会

常に現場の状況を把握し、外国人施策を行う関係部署との連携・調整を図るとともに、実践や情報交換のためのネットワークや体制づくりを行う。

説明は以上となります。
御清聴ありがとうございました

令和7年度川崎市社会教育委員会議専門部会 実施状況

	専門部会	第1回		第2回		第3回		第4回	
		日にち	報告書	日にち	報告書	日にち	報告書	日にち	報告書
1	教育文化会館	6月24日	○	9月9日	○				
2	幸市民館	6月23日	○	10月7日	○				
3	中原市民館	6月23日	○						
4	高津市民館	7月2日	○	10月24日	○				
5	宮前市民館	6月25日	○	9月24日	○				
6	多摩市民館	6月5日	○	9月9日	○				
7	麻生市民館	5月21日	○	8月27日	○				
8	有馬・野川生涯学習支援施設	7月17日	○						
9	図書館	7月8日	○	10月7日	○				
10	日本民家園	5月25日	○	8月3日	○				
11	青少年科学館	7月9日	○						
12	青少年教育施設								

○・・・提出済

・・・報告済

専門部会審議報告書

部 会 名	令和6・7年度第6回 社会教育委員会高津市民館専門部会
開催日時	令和7年10月24日（金）午後1時30分～午後3時10分
場 所	高津市民館 第5会議室
出席者	<委員>角田委員（部会長）、下尾委員（副部会長）、大野委員、志水委員、仙北谷委員、川口委員 <事務局>岡部担当課長、水野担当係長 <指定管理者>高津市民館：檀館長、一井副館長、植松社会教育振興事業担当責任者 プラザ橘：渡部館長 代表企業：三枝職員
議事項目	(1) 第5回高津市民館専門部会摘録について (2) 高津市民館・橘分館の施設について (3) 令和7年度高津市民館・橘分館事業について (4) 広報について

決定・確認事項
(1) 第5回高津市民館専門部会摘録について、修正なしで了承された。 (2) 各施設の工事予定等の報告を確認した。 高津市民館：大ホール天井等工事予定報告、溝口マイナンバーカードセンター設置報告 プラザ橘：受電設備事故報告、昇降機更新工事予定変更報告 (3) 令和7年度高津市民館・橘分館事業の実施状況報告を確認した。 (4) 「多文化サロン」「障害者社会参加学習活動」のチラシ案についてA Iを活用し学習者に伝わる内容を追加修正する。専門部会とボランティアの意見を取りまとめて確定する。令和8年3月完成配布予定。 (5) 次回以降の日程 第7回 令和7年12月12日（金） 13：30～15：30 第8回 令和8年 2月14日（土） 13：30～16：30
主な意見
(1) 第5回高津市民館専門部会摘録 特に意見は出ず。会議で了承され決定。 (2) 高津市民館・橘分館の施設について 特に意見は出ず。 (3) 令和7年度高津市民館・橘分館事業について ・チラシを見るとこれまでと雰囲気が変わり刷新感がある。 ・中高生が主催する、講師になる等実行する側になる企画を学校や地域と連携して実施できるとよい。 ・特に橘地区には自然が多いので、ネイチャーゲームなど自然を活かした事業を地域で開催できるのではないかな。

- ・ 指定管理制度導入後の利用者の声と市民館の対応を共有したい。利用者懇談会（ファンミーティング）はすばらしい企画で期待している。

(4) 広報について

- ・ 第5回専門部会で「多文化サロン」「障害者社会参加学習活動」のチラシについて伝わりやすさを検討するべきと意見があった。委員意見をもとに市民館が修正したチラシ案について協議した。
- ・ 絵が多くて当事者が見て参加したいと思えるわかりやすいチラシになった。
- ・ A I を活用したことは良いと思う。指示や条件のやり方を工夫してさらに修正してほしい。
- ・ 二次元コードを利用すれば、申込方法などの詳細の案内や様々な言語での案内ができる。
- ・ チラシ案を当事者に見てもらって意見をもらえるとよい。
- ・ 表現方法など修正すべきところがある。修正してスケジュールに沿って完成させてほしい。

その他

傍聴者：1名

専門部会審議報告書

部 会 名	令和7年度第1回 川崎市社会教育委員会議 宮前市民館専門部会
開催日時	令和7年6月25日（水） 10:00～12:00
場 所	宮前市民館 第4会議室
出 席 者	〈委員〉 川西和子（部会長）、山本太三雄（副部会長）、渡辺美代子、白武初江、高久實、檜崎光雄、宮下大志 〈事務局〉 石川館長、徳原係長、下間係長、加古主任、篠原主任・田浪職員 今井職員・田中職員（宮前市民館） 佐藤分館長（菅生分館）
議事項目	1 報告事項 2 協議事項 3 その他

決定・確認事項

- 1 報告事項
 - （1）宮前市民館・菅生分館の管理運営計画について
令和7年度の宮前市民館、宮前図書館及び菅生分館の補修工事の予定について、事務局から説明を行い、確認した。
 - （2）宮前市民館・菅生分館の社会教育振興事業予算及び実施計画について
令和7年度の宮前市民館及び菅生分館における社会教育振興事業の実施状況について、事務局から説明を行い、確認した。
- 2 協議事項
 - （1）今期の研究課題について
今期の研究課題について意見交換を行い、協議した。
- 3 その他
第2回宮前市民館専門部会は、9月24日（水）10時から開催する。

主な意見

- 1 報告事項
 - （2）宮前市民館・菅生分館の社会教育振興事業予算及び実施計画について
 - ・市民館には向丘出張所と積極的に連携してもらいたい。良い講座は出張所でも開催するなど検討して欲しい。
 - ・菅生分館で行ったシニアの社会参加支援事業等、人気のある講座は市民館でも開催するのはどうか。
 - ・市民エンパワーメント研修は人が集まりづらいとのことだが、インターネット配信を組み合わせる講義を聞いてから集まるという講座の形も良いのではないか。
 - ・市民館の事業は参加者同士のつながりを作る顔の見える仲間づくりが講座の中心となっているため実際に足を運んで欲しいという思いがある。
 - ・市民館を知らない人、来られない人を掘り起こすのは課題になっている。現代のツールを使って周知の仕方をより一層考えていかなければならない。

3 令和7年度事業計画について

- 新旧講座の入替を検討し、子ども、子育て世代、高齢者まで幅広い世代をターゲットに使用者数の拡大を図る。
- 市民活動利用者連絡会の運営委員会役員改選について、今後は任期を設ける等、運営のシステムを考えていかなくてはならないのではないか。

その他

傍聴者：なし

専門部会審議報告書

部 会 名	令和7年度第2回 川崎市社会教育委員会議 宮前市民館専門部会
開催日時	令和7年9月24日（水） 10：00～12：00
場 所	宮前市民館 4階第4会議室
出席者	<委 員> 川西和子（部会長）、山本太三雄（副部会長）、後藤香織、渡辺美代子、高久寛、檜崎光雄、 <事務局> 石川館長、徳原係長、下間係長、加古主任、篠原主任・田中職員（宮前市民館） 佐藤分館長（菅生分館）
議事項目	1 宮前市民館長あいさつ 2（1）報告事項 ・宮前市民館・菅生分館の社会教育振興事業について （2）協議事項 ・今期の研究課題について （3）その他

決定・確認事項

- 2（1）報告事項
- ・宮前市民館・菅生分館の社会教育振興事業について、資料に基づき事務局から説明を行い、確認した。
- （2）協議事項（今期の研究課題について）
- ・今期の研究課題について、意見交換を行い、協議した。
- （3）その他
- ・第3回・第4回（宮前市民館専門部会及び市民自主学級・市民自主企画事業の提案会と選考）の日程については、次のとおりとする。
- 第3回 令和7年12月9日（火）午後2時～4時
- 第4回 令和8年2月15日（日）午後1時～5時頃（予定）

主な意見

- 6（1）報告事項
- 宮前市民館・菅生分館の社会教育振興事業について
- ・青少年教室事業「Let's ハンドメイド&館内装飾」の参加者が5人だったのは少し残念ではあったが、とても高度なことを行っている。館内装飾に古い市民館だよりを使うなど、発想がとても素晴らしいし、今後も細々とでもいいのでぜひ続けていきたい。
 - ・館内装飾をしたことで、暗い雰囲気のある廊下が明るくなって素晴らしいと感激した。今後も季節によって色々と装飾を変えたりする予定である。
 - ・スマホの講座を継続して欲しい。
- スマホ操作の習熟度は様々な段階の人がいるので色々な段階に合わせた講座を開催していきたい。
- （2）協議事項

- ・宮前区らしい川崎らしいことを開催して市民館を知って欲しい。
- ・新しく立ち上げるのではなく、何かの事業とダンスを絡めて企画することは可能かもしれない。
- ・今まであるものを広げて地域の人が自由に参加できるように、市民館がもっと広がっていくとよい。

その他

傍聴者：なし

専門部会審議報告書

部 会 名	令和7年度第1回 有馬・野川生涯学習支援施設専門部会
開催日時	令和7年7月17日（木） 14:00～16:00
場 所	有馬・野川生涯学習支援施設 グループ室
出 席 者	<委員> 小倉敬子（部会長）、生駒みを（副部会長）、吾妻典子、津田知充 鴨志田由美、山本啓子 <事務局> 石川館長、下間係長（宮前市民館） <指定管理者>石渡館長、三枝（アクティオ株式会社）
議事項目	1 委嘱状伝達 2 委員・職員紹介 3 資料確認等 4 報告事項 （1）令和6年度管理運営業務報告について （2）令和6年度利用実践・事業・収支報告について （3）令和7年度事業計画について （4）その他

決定・確認事項
1 令和6年度管理運営業務報告について 管理運営業務報告書に基づき、有馬・野川生涯学習支援施設館長から説明を行い、確認した。 2 令和6年度利用実績・事業・収支報告について 利用実績・事業・収支報告書等に基づき、同館長から説明を行い、確認した。 3 令和7年度事業計画について 令和7年度事業計画書に基づき、同館長から説明を行い、確認した。 4 その他 第2回専門部会は、11月6日（木）午後2時から開催する。
主な意見
1 令和6年度管理運営業務報告について ・修繕関係等現在スポット対応をしているが、施設の建築年数も経過しているので、行政に現状を伝えながら、予算に入れてもらえるよう早めにアピールしておいた方がよいと思う。 2 令和6年度利用実績・事業・収支報告について ・貸室の利用者数も回復基調となっており、来館者数も前年を上回り、前向きに前進している。 ・野川小学校でのアウトリーチ事業は好評であった。 ・うえるかむクラスに参加後、情報を得て乳幼児クラスへと流れができていいのは良い。 ・こども食堂について、共働き家庭が多いので、地域ぐるみで子育てして欲しい。こども食堂を通して学習支援事業にもつながっていければよいと思う。 地域のボランティアや近隣の農家、業者等のサポートで成り立っている。アリーノニュースで協力者の方を紹介してはどうか。

2 協議事項

- ・昨年度から、市民館サポーターを作ろうというテーマで実際のワーキングをやってきた。今後はあそびランドの装飾と並行して、終了後もロビーから3階へ上がる導線や案内などが目立つ形で残すものを、講座講師と相談して考えていく。
- ・2階ロビーに内線電話を置き3階事務室と直接話せるようにできないか、フロアマップをもっと目立つ形にしたい、現在掲示されている市民館の看板を目立つようにしたい、などの意見が出ている。
- ・市民館はいろいろなコンテンツを用意してくれているが、活動だけでなくもっと居場所にしてあげることができれば「市民」の「館」になるのではないか。
- ・市民館も利用者の声を拾うという意識を持って関わってほしい。

その他

傍聴者：4名